

↳ 期限後に提出した中間申告書

Q : 中間申告書の提出をうっかりしていたら期限後になってしまいました。どのように扱われますか？

A : 予定申告書の提出があったものとみなされます。

【解説】

会社は、事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に税務署長に対して中間申告書を提出しなければなりません。

中間申告には次の2つの方法があり、①を原則としますが、②によることも認められています。

- ① 前事業年度の法人税額を基礎として中間申告書を提出する方法(予定申告書といいます)。ただし、納付すべき法人税額が10万円以下の場合、中間申告書の提出は不要です。
- ② 仮決算をして中間申告書を提出する方法
この方法は、事業年度開始の日から6ヶ月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、その期間の所得金額及び法人税額を計算して中間申告書を提出するものですが、この場合は、①と違い、納付すべき税額が10万円以下であっても中間申告書を提出しなければなりません。

なお、中間申告書を提出しなければならない会社が①又は②の中間申告書を提出しなかった場合は、提出期限に①の予定申告書の提出があったものとみなされることとなっていますので、お尋ねの場合は、予定申告書が提出されたものとして取り扱われます。

